

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第八号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中「県立学校いじめ問題調査委員会の委員」を「いじめ対策委員会の委員」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。